

# ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

平成12年6月30日制定  
公益社団法人新潟県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)並びに新潟県トラック協会(以下「当協会」という。)が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等(以下「ドライバー等」という。)に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金(以下「助成金」という。)交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

## (資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は、地方協会会員トラック運送事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という。)に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

## (助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

### (1)特定研修施設

全ト協又は地方協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

### (2)指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

## (助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する。

2 派遣して助成されるドライバー等は、同じ会社に3年以上在籍者でなければならない。

## (助成額)

第5条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

### (1)特定研修施設における研修

研修受講料及び交通費の全額

### (2)指定研修施設における研修

研修受講料及び交通費の全額

## (交通費)

第6条 助成の対象となる交通費とは、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所、又は自宅から入所する当該研修施設までの間のバス、鉄道、船又は航空等の公共交通機関の往復普通運賃で実費とする。

(研修受講料)

第7条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定める、若しくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(公募等)

第8条 当協会は、全ト協の示す当協会への助成限度額及び当協会の予算額並びに利用状況等を勘案し、助成対象事業者に受講者の公募を行い、又は割当てを行う事が出来る。

(助成適否の事前確認)

第9条 助成対象事業者は、資格・要件及び人員枠等による助成適用の可否等について、事前に当協会と協議し確認を得なければならない。

- 2 研修施設への受講者過多又は特定の事業者に片寄る等の場合には、受講者の選考は交通対策委員会に於いて決定する。

(施設の子約と申込み)

第10条 前条の確認を得た助成対象者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を、当協会会長に対して提出しなければならない。

(受講料の納入)

第11条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、入所当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

- 2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書)

第12条 助成対象事業者は訓練実施後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を当協会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」等の写し、研修を受けたドライバー等が作成した、様式3の「研修参加報告書」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

(助成金の支払い請求)

第13条 当協会は、前条の報告書を四半期ごとにとりまとめ、様式4の「ドライバー等安全教育訓練助成金請求書」により、全ト協会長に対して助成金を請求する。

(助成金の交付)

第14条 前条により請求を受けた全ト協は、原則として、請求のあった翌月末日までに当協会会長に対して助成金は交付される。

(助成金の支給)

第15条 当協会は、前条により交付を受けた助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給しなければならない。

(取下げ)

第16条 助成対象事業者が第10条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会会長に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下書」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第17条 助成対象事業者若しくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業者は研修受講料の一部又は全額を若しくは交通費を伴う場合には全額を負担しなければならない。

- (1)研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- (2)本人、家族、親族等の急病、葬祭等の特別な事由が無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3)第12条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。
- (4)研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、及び不適切な行為等があったとき。

(1事業者当たりの助成人数制限)

第18条 当分の間は、1事業者当たりの助成人数は、原則として2名、又は100分の1以内とする。

付則

1. 本要綱は平成12年9月1日から施行する。

## ドライバー等安全教育訓練助成申請書

公益社団法人 新潟県トラック協会 会長 殿		申込年月日 令和 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東	
種 別		1. ドライバー研修 2. 安全運転管理者研修 3. 添乗指導者養成研修	
日程等	特別研修 (2泊3日)	研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日 (3日間)
事業社名			
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者		役職	氏名 印
会社所在地		〒 -	
電 話		( )	FAX ( )
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな	生年月日 昭和・平成 年 月 日 生まれ
		氏名	乗車トン数 トン車
自宅住所		〒 - 自宅電話(緊急連絡先) ( )	
助成金	研修受講料	研修受講料 円	
前 泊 (助成対象外)		する・しない	後 泊 (助成対象外) する・しない
備 考		送迎希望→ <input type="checkbox"/> (対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください)	

- ※1. 申し込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。
- ※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
- ※3. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。
- ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入してください。
- ※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊できません。
- ※6. 安全運転中央研修所は後泊できません。

◆地方協会→FAX→研修施設

## ドライバー等安全教育訓練実施報告書

公益社団法人 新潟県トラック協会 会長 殿		報告年月日 令和 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東	
種 別		1. ドライバー研修      2. 安全運転管理者研修      3. 添乗指導者養成研修	
日程等	特別研修 (2泊3日)	研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日 (3日間)
事業者名			
支店名・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者		役職	氏名 印
会社所在地		〒 -	
電 話		( )	FAX ( )
研修受講者 (ドライバー等)		氏名 <small>フリガナ</small>	昭和・平成 年 月 日生まれ
自宅住所		〒 -	
助成金	研修受講料	研修受講料	円 + 交通費 円 = (合計) 円
	交通費内訳	駅 ~	駅 (バス・鉄道・航空) 円 × 2(往復) = 円
		駅 ~	駅 (バス・鉄道・航空) 円 × 2(往復) = 円
		駅 ~	駅 (バス・鉄道・航空) 円 × 2(往復) = 円
		駅 ~	駅 (バス・鉄道・航空) 円 × 2(往復) = 円
		駅 ~	駅 (バス・鉄道・航空) 円 × 2(往復) = 円
振込先 (事業者に限る)	銀行 支店 (普通・当座) 預金	フリガナ 口座名義	口座番号
備 考			

## ○添付書類

(1)研修参加報告書(様式3)

(2)研修修了証の写し

(3)受講料に係る領収書(銀行振込金受取証等でも可)の写し

※1. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※2. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。

※3. 安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)には、施設に納入した受講料に基準となる食事代(3,700円)を含めて記入してください。(但し、この食事代に係る領収書は不要とします。)

## 研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想 (○で囲んで下さい)

- A. 大変役に立った    B. 役に立った    C. どちらとも言えない  
D. あまり役に立たなかった    E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をして下さい

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた  
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった  
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足    B. 悪い    C. どちらでもない

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

(公社) 全日本トラック協会